

託送供給約款以外の供給条件

受電電圧についての特別措置（低圧受電）

平成26年4月1日 実施

九州電力株式会社

平成 26 年 1 月 23 日 20131226 資第 14 号 承認

この託送供給約款以外の供給条件は、電気事業法第24条の3
第2項ただし書の規定により託送供給約款以外の供給条件とし
て承認を受けたものであります。

託送供給約款以外の供給条件

受電電圧についての特別措置（低圧受電）

目 次

| | | |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 適 用 | 1 |
| 2 | 契 約 の 要 件 | 1 |
| 3 | 検 討 お よ び 契 約 の 申 込 み | 1 |
| 4 | 電 気 方 式 | 1 |
| 5 | 供 給 お よ び 契 約 の 単 位 | 1 |
| 6 | 接 続 送 電 サ ー ビ ス | 2 |
| 7 | 予 備 送 電 サ ー ビ ス | 2 |
| 8 | 電 力 量 の 算 定 | 2 |
| 9 | 託 送 供 給 の 実 施 | 2 |
| 10 | 給 電 指 令 の 実 施 等 | 2 |
| 11 | 計 量 器 等 の 取 付 け | 3 |
| 12 | 工 事 費 負 担 金 の 申 受 け | 4 |
| 13 | そ の 他 | 4 |

1 適 用

契約者が、受電電圧が低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の受電地点を含む接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕（平成25年12月26日届出。以下「託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕」）と申します。）または託送供給約款〔特定電気事業用〕（平成25年12月26日届出。以下「託送約款〔特定電気事業用〕」）と申します。）の適用にあたって、低圧の受電地点については、この託送供給約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 契約の要件

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕 8（契約の要件）(1)および(7)または託送約款〔特定電気事業用〕 7（契約の要件）(1)および(7)は、適用いたしません。

3 検討および契約の申込み

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕 9（検討および契約の申込み）または託送約款〔特定電気事業用〕 8（検討および契約の申込み）の受電側接続検討に係る規定は、原則として適用いたしません。

4 電気方式

受電電気方式は、交流単相2線式、交流単相3線式または交流3相3線式といたします。

5 供給および契約の単位

それぞれの発電場所は、1接続供給契約または1振替供給契約に属するものといたします。

6 接続送電サービス

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕19（接続送電サービス）(3)ホまたは託送約款〔特定電気事業用〕18（接続送電サービス）(3)ニは、適用いたしません。

7 予備送電サービス

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕20（予備送電サービス）または託送約款〔特定電気事業用〕19（予備送電サービス）は、適用いたしません。

8 電力量の算定

記録型計量器により30分ごとに計量できない場合等の30分ごとの電力量は、契約者との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、30分ごとの受電地点で計量された電力量といたします。

9 託送供給の実施

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕32（託送供給の実施）または託送約款〔特定電気事業用〕30（託送供給の実施）の給電指令に係る規定は適用いたしません。

10 給電指令の実施等

- (1) 託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕33（給電指令の実施等）または託送約款〔特定電気事業用〕31（給電指令の実施等）は、適用いたしません。
- (2) 当社は、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕33（給電指令の実施等）(2)イ、ロもしくはホまたは託送約款〔特定電気事業用〕31（給電指令の実施等）(2)イ、ロもしくはホの場合は、発電者の発電を

制限し、もしくは中止し、または振替供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお、この場合には、当社はあらかじめその旨を広告その他によって発電者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(3) (2)によって発電者の発電を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 発電者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に定める特定供給者に該当する場合で、(2)によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕第6条第3号ニにおいて特定供給者が補償を求めることができる」とされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、(3)にかかわらず、契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号ニに定める額を限度として、補償するものといたします。

なお、当社は、同一の原因により契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

11 計量器等の取付け

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕56（計量器等の取付け）(5)または託送約款〔特定電気事業用〕54（計量器等の取付け）(5)は、適用しないことがあります。

12 工事費負担金の申受け

当社は、契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに低圧で受電する受電地点への供給設備を施設するときには、原則としてその工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

13 そ の 他

- (1) 発電場所における発電設備の最大出力が50キロワット以上となる場合の受電電圧は、原則として託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕13（電気方式，電圧および周波数）(2)または託送約款〔特定電気事業用〕12（電気方式，電圧および周波数）(2)によるものといたします。
- (2) この託送供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕または託送約款〔特定電気事業用〕によるものといたします。